

TPP合意の概要・評価と 世界の貿易協定のトレンド

慶應義塾大学 総合政策学部

教授 渡邊 頼純

2016年3月16日

メキシコ・シティ



TPP(環太平洋パートナーシップ)合意 の歴史的意義

- **戦後70年**: アジア太平洋地域に貿易・投資の新たな秩序構築(経済安全保障)
- **GATT**(関税と貿易に関する一般協定)加入(1955年)から**60年**: 日本の国際貿易体制への参画と自由化への歩み
- **プラザ合意**(1985年9月)から**30年**: 日本からの海外投資と生産ネットワークの形成 ⇒ de-facto integration から de-jure integration (EPAの締結)へ
- **WTO設立**(1995年)から**20年**: ドーハ・ラウンド交渉の停滞
- **日メキシコEPA発効**(2005年)から**10年**: 初めての本格的農産物交渉

TPPアトランタ合意の評価:「21世紀型FTA」としてのTPP

- 高いレベルの自由化:工業品関税99.9%、農林水産品97.1%について関税撤廃⇒マレーシア、ベトナムも市場アクセスを改善
- 新たな通商ルールを規定:①**国有企業**(SOEs)に対する規制、競争原理の導入、②**労働・環境**について一定の規律、③**政府調達市場**の開放(日米加星は既にWTOの政府調達協定の署名国、他の8か国は新たに政府調達市場を一部開放へ)
- ビジネスに「優しい」ルール:①**原産地規則**(完全累積制度の導入)、②**中小企業**への配慮(中小企業による利用促進のための支援)、③投資(投資家対国家の紛争処理ISDSの導入)、④**税関手続き**等の簡素化・迅速化(急ぎの場合、6時間で貨物を引き取ることが可能に)

3

工業製品の関税撤廃率

	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100.0%	100.0%
カナダ	96.9%	68.4%	100.0%	100.0%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100.0%	100.0%
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
チリ	94.7%	98.9%	100.0%	100.0%
ペルー	80.2%	98.2%	100.0%	100.0%
マレーシア	78.8%	77.3%	100.0%	100.0%
ベトナム	70.2%	72.1%	100.0%	100.0%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100.0%	100.0%
11カ国全体	86.9%	76.6%	99.9%	99.9%
日本	95.3%	99.1%	100.0%	100.0%

4

農林水産品の関税撤廃率

	即時撤廃率(品目ベース)	最終撤廃率(品目ベース)
米国	55.5%	98.8%
カナダ	86.2%	94.1%
豪州	99.5%	100.0%
メキシコ	74.1%	96.4%
マレーシア	96.7%	99.6%
シンガポール	100.0%	100.0%
チリ	96.3%	99.5%
ペルー	82.1%	96.0%
ニュージーランド	97.7%	100.0%
ベトナム	42.6%	99.4%
ブルネイ	98.6%	100.0%
11カ国平均	84.5%	98.5%
日本	51.3%	81.0%

5

TPP: 日本の農水産品関税撤廃品目数

	関税品目数	関税撤廃品目数	関税撤廃率
農林水産物	2328	1885	81.0%
重要5品目:米	58	15	25.9%
小麦・大麦	109	26	23.9%
牛肉・豚肉	100	70	70.0%
乳製品	188	31	16.5%
砂糖・でん粉	131	32	24.4%
重要5品目合計	586	174	29.7%
その他農林水産物	1742	1711	98.2%
全品目	9018	8575	95.1%

6

関税撤廃率

	品目数ベース	貿易額ベース
日本	95%	95%
米国	100%	100%
カナダ	99%	100%
豪州	100%	100%
ニュージーランド	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	99%
チリ	100%	100%
ペルー	99%	100%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	100%
ブルネイ	100%	100%

7

原産地規則(第3章、第4章)

- 品目別規則: ①HS2007により作成、②関税番号変更基準(CC:類2桁、CTH項4桁、CTSH号6桁)が原則、③関税番号変更基準と付加価値基準(35%、40%、45%、50%、55%)の選択制も一部にある、④付加価値基準のみは一般機械、自動車などの一部品目
- 自動車: 完成車は控除方式の付加価値基準または特定部品7品目は明記された加工工程(14の金属加工)がTPP域内で行われれば原産性付与
- 自動車部品: 関税番号変更基準と付加価値基準の選択制、特定部品14品目は加工工程(14の金属加工)の一つをTPP域内で行なえば原産性付与
- 繊維: 衣類・衣類付属品(61類と62類)および63類(中古衣類など)は生地が締約国の領域で作られた糸から作られた場合のみ原産品とする(ヤーンフォワード)、供給不足の物品の一覧表(ショートサプライリスト)
- 完全累積(3.10条): ①他の締約国で他の製品の生産に使用される一または二以上の締約国の原産品・原産材料は他の締約国の原産品とみなす(モノの累積)、②締約国での非原産材料による生産は、その生産が付加価値基準を満たしていなくても製品の原産コンテンツに加えられる(生産行為の累積)
- デミニマス: 価額の10%以下
- 広域FTA化による原産品輸送の容易化: 全ての締約国を一つの領域とみなし全ての締約国の領域内を移動する限り原産性維持(第三国経由の立証負担の緩和)(3.18条)

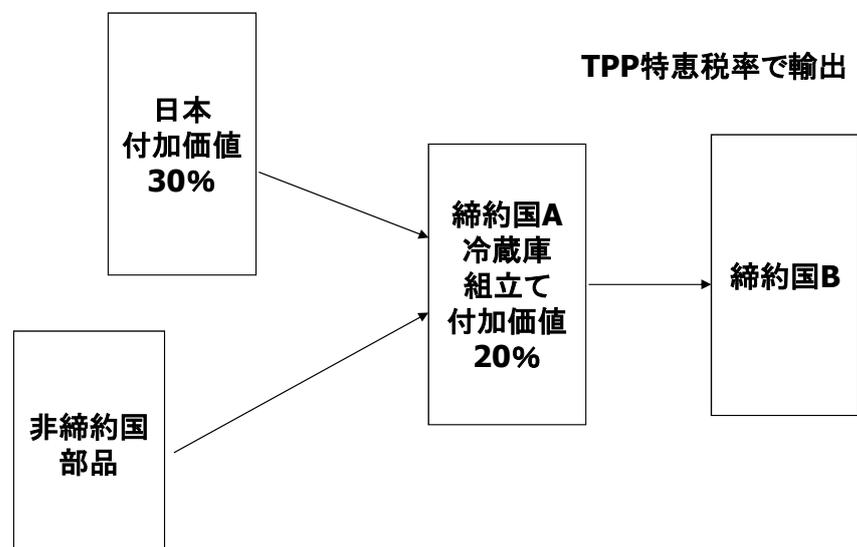
8

原産地手続き

- 輸入者は、**輸出者、生産者または輸入者により作成された原産地証明**により**特惠待遇の要求**:輸出者、生産者、輸入者の**自己証明制度**(米国の制度)
- 記録の保管義務(5年)、原産品であることの確認(検認)
- 罰則:本章の規程に関連する自国の法令違反に対する罰則を定められる
- Annex A(発効から12年間有効)で、輸出国は①適格な当局による発給、②認定輸出者による作成を認めている(発効から5年間)

9

完全累積(付加価値45%の場合)



10

貿易円滑化(第5章)

- 事前教示(可能な限り迅速、150日以内)
- 自動化(シングルウインドウ、電子化など)
- **迅速通関**(可能な限り貨物到着から48時間以内)引取り許可
- **急送貨物**(書類提出後6時間以内引き取り許可)

11

衛生植物検疫措置(SPS)(第7条)

- WTOのSPS協定の権利・義務の確認
- 地域主義:有害動植物または病気の無発生地域および低発生地域その他地域的な状況に対応した調整
- 措置の同等:輸出締約国のSPS措置が輸入締約国と同等の保護水準を達成していることまたは目的を達成する上で同等の効果を有することを客観的に証明する場合、輸出国の当該措置を同等なものと認める
- 透明性:WTOのSPS委員会の指針・勧告、国際的な基準の考慮、利害関係者と他の締約国が提案されたSPS措置に意見を提出するためWTOに通報を行なった後60日を置く
- **協力的な技術的協議**:自国の貿易に悪影響を及ぼすと認める事項について協力的な技術的協議を行うことができる
- イスラム法に基づき**ハラール要求**を採用・維持できる
- SPS協定:人、動植物の生命・健康を保護するための検疫措置の権利、措置は必要な限度・科学的根拠、国際標準への準拠とより高い保護措置、予防原則など
- 日本の制度変更が必要となる規定はなく、**食品の安全は脅かされない**
- **透明性**がWTOのSPS協定を上回る規定

12

貿易の技術的障害(TBT)第9章

- ①TBT協定の規定のうち本章に組み込まれる規定(第2条、第5条、付属書3など)
- ②国際規格、指針および勧告が貿易の不必要な障害を削減する上で重要な役割
- ③適合性評価:他の締約国の適合性評価機関に内国民待遇、最恵国待遇を与える、強制規格・任意規格の適合性評価機関に対し認定・承認などを拒否するときはその理由を説明する、他の締約国での適合性評価手続きの結果を受け入れない場合理由を説明する
- ④**透明性:他の締約国の者が強制規格・任意規格・適合性評価の作成に参加することを認める、国際規格に適合する強制規格・適合性評価手続きであっても貿易に著しい影響を及ぼす恐れがあるものをWTO加盟国に通告する、他の締約国(利害関係者を含む)が書面で意見を提出するため60日の期間を置く**
- ⑤強制規格および適合性評価手続きの要件の公表と実施との間の適当な期間を6ヶ月とする
- ⑥他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れなかった理由を説明
- ⑦TBT章で生じる事項について情報の提供を要請でき、**技術的協議を要請**できる
- 付属書で、ワインおよび蒸留酒、情報通信技術産品、医薬品・化粧品・医療機器、あらかじめ包装された食品、食品添加物の専有されている製法、有機産品について規定
- ④は米韓FTA、日豪EPAなどに規定がある、WTOのTBT協定を上回る規定
- **遺伝子組み換え食品表示**を含めて日本の食品表示に関する日本の制度の変更は必要ない

13

投資(第9章)

- ①設立段階と設立後の内国民待遇・最恵国待遇
- ②待遇に関する最低基準:公正衡平待遇、十分な保護・保障
- ③収用および補償
- ④資金の移転、**チリ**は通貨の安定のため資金移動の規制の権利を維持
- ⑤**特定措置の履行要求の禁止**:輸出義務、ローカルコンテンツ、輸入を輸出あるいは外貨流入額に関連づけること、国内販売制限、技術移転、特定技術の使用、ライセンス契約における特定の使用料の採用など
- ⑥経営幹部および取締役会:特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求できない
- ⑦適合しない措置:①⑤⑥を適用しない分野を付属書の表で記載(ネガティブリスト)
- ⑧利益の否認:非締約国の企業に所有、支配され、実質的な事業を行っていない企業に本章の利益を否認
- ⑨**自国の領域内の投資活動が環境、健康その他規制上の目的に配慮した方法で行なわれることを確保するために適用と認める措置を採用・維持・実施できる**(ISDS濫訴抑制)
- ⑩企業の社会的責任:社会的責任に関する基準指針などを取り入れるように奨励
- ⑪ISDS:投資家は政府の措置により損害を被った場合、国際仲裁に提訴できる(ICSID、UNCITRALなど):**豪州、カナダ、メキシコ、NZの投資機関の投資に関する決定はISDSの対象としない(Annex9-H)、煙草の規制はISDSの例外(29章)**

14

投資規定：日本にとってのメリット

- **設立段階**と設立後の内国民待遇
- 特定措置の履行要求の禁止 (**従来より拡大**)
- ISDS手続き：EPA未締結国について採用、締結済のEPAでカバーされていない分野（インフラ整備に関する契約など）
- **地方政府の措置に関する国家間協議メカニズム**
- **ISDSの濫訴抑制**（仲裁廷は国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるという非申立て国の異議について決定を行う、申し立て期間の制限（3年6ヶ月）など）

15

ビジネス関係者の一時的な入国（第12章）

- ①適用範囲：ビジネス関係者の一時的入国、他の締約国の自然人の入国・一時的滞在の規制をできる
- ②一時的入国の許可：約束表、労働争議の解決に悪影響を及ぼす可能性がある場合など拒否できる
- ③商用の渡航：APECの約束の確認など
- ④**情報の提供**：最新の要件、文書申請の処理の標準的期間の公表など
- ⑤協力：査証の処理、**国境の安全などについての協力**
- 日本の約束：短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、資格を有する自由職業家、独立の自由職業家、契約に基づくサービス提供者および配偶者と子（短期商用訪問者以外）
- 単純労働者の受け入れ規定はない

16

電子商取引(第14章)

- ①電子的な送信への関税不賦課
- ②デジタル・プロダクトへの無差別待遇:他の締約国あるいは著作者が他の締約国であるデジタル・プロダクトに対し不利な待遇を与えてはならない
- ③国内の電子的な取引の枠組み:電子的な送信に関する国連条約または国連のモデル法の原則に適合する法的なわくぐみを維持する
- ④オンライン消費者の保護:詐欺的および欺瞞的商業活動を禁じる法律を採用・維持する
- ⑤個人情報保護:個人情報保護の法的枠組みを採用・維持
- ⑥情報の電子的手段による国境を越える移転:事業実施のための情報(個人情報を含む)の国境を越える移転を許可、締約国は正当な公共政策の目的の達成のために適合しない措置を採用維持できる
- ⑦コンピューター関連設備の設置:事業遂行の条件として設置を条件づけない
- ⑧ソース・コード:大量販売用ソフトウェアの輸入・販売の条件としてソース・コードの移転、アクセスを条件としてはならない
- WTOに規定がなく、EPAの規定と比較して包括的かつ高いレベルの規定

17

政府調達(第15章)

- 適用範囲:対象調達は付属書の表(米国、NZ、ベトナム、マレーシア、メキシコは地方政府対象外)
- 一般原則:内国民待遇、無差別待遇、公開入札、オフセットの禁止など
- 調達計画の公示:英語、電子的手段
- 追加的交渉:3年以内に適用範囲の拡大のための交渉(地方政府を含む)を行なう
- 日米加シンガポール以外の8カ国はWTOのGPAに参加しておらずTPPで政府調達を開放(TPP参加国にのみ)
- とくにマレーシア、ベトナム、ブルネイは二国間EPAでもGPAと同水準の規定は置かれていないため、TPPで初めて規定
- 日本企業はTPP加盟国の政府調達に参加できる→大きなメリット
- 日本はGPAで中央政府、都道府県、政令指定都市の調達を開放しておりGPA以上の約束をしていない

18

競争政策(第16章)

- 競争法令: 競争法令の制定、競争法執行当局の維持
- 競争法令の執行における**手続きの公正な実施: 競争当局と執行の対象となる者との間の合意による自主的解決: 確約制度**、自国の競争法違反者に対し、制裁・是正措置の前に自己の防御のために陳述し証拠を提出する合理的な機会を与える、競争当局が入手する事業上の秘密情報の保護など
- 私訴に係る権利: 競争法令の違反により損害を受けた者が救済を受ける権利
- 協力
- 消費者の保護: 詐欺的・欺瞞的な商業活動を禁止する法令を制定・維持
- WTOに規定なく、日本のEPAでも手続きの公正な実施についての規定はない

19

国有企業および指定独占(第17章)

- 定義: 次のいずれか: ①締約国が50%を超える株式所有、②持分を通じて50%を超える議決権行使、③取締役会の過半数を任命する権限
- 適用範囲外: 中銀、金融規制機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、独立年金基金、政府の提供するサービス
- 無差別・商業的考慮: 国有企業、指定独占企業が物品・サービスの購入・販売に当たり商業的考慮に従って行動することを確保、他の締約国に対し自国および他の締約国の物品、サービス、企業に与えるよりも不利でない待遇を与えることを確保
- **非商業的な援助**: 自国の国有企業に対する非商業的な援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない(生産、販売、サービス、投資)
- 付属書: **地方政府の所有・支配する** 国有企業・指定独占企業で対象外となる企業、5年以内の追加交渉
- 透明性: 国有企業の一覧を提供など
- 例外: 国家・世界の緊急事態の措置の対象になる国有企業、輸出入・海外民間投資を支援する国有企業の金融サービス、年間利益が2億SDR(約350億円)に満たない国有企業
- 付属書: 特定の国有企業の特定の活動は適用外

20

国有企業(SOEs)

- WTOに規定がなく日本のEPAでもなかった
- 米国産業界が強く要望: 対等な競争条件(level playing field)
- 中国(国家資本主義)を強く意識した規定との見方がある
- 国有企業への国家の優遇的な支援を禁止
- 地方政府の所有・支配する国有企業は適用外(5年以内に追加交渉)
- マレーシア: Permodalan Nasional Berhad、Lembaga Tabungan Haji (は適用外)
- 外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行なう基盤を確保
- 日本ではかんぽ生命が適用対象

21

知的財産(18章)

- 公衆の健康に関する宣言(ドーハ宣言)の約束を確認: 締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げない
- 国際協定の批准・加入: マドリッド議定書(マレーシア、カナダ、ペルーなど未締結)、シンガポール商標条約(マレーシア、カナダ、ペルーなど未締結)ほか
- **知的財産権の消尽**: 国内法制で認められる
- **遺伝資源の伝統的な知識**の分野での協力
- **商標**: 視覚によって認識できることを登録の条件として要求できない
- **地理的表示**: 日本(蒸留酒: 壱岐、球磨、琉球、薩摩、醸造酒: 白山、日本酒、山梨)
- **特許・開示されていない試験データなど**: ①不合理な短縮についての特許期間の調整(医薬品)、②開示されていない試験データなど(新規医薬品の販売承認の条件として試験データなどを要求する場合販売承認から5年間は第三者の同一または類似の製品の販売を認めてはならない、③医薬品の販売で以前に承認された安全性・有効性に関する証拠・データに依拠する場合、特許者に通知、侵害されていると申し立てられた製品の販売前に救済手段を求めるための十分な期間・機会、特許侵害紛争を解決するために手続きと迅速な手続き(特許リンケージ)、④生物製剤: 新規医薬品8年間あるいは5年間保護(18. 50条を準用)

22

知的財産(続き)

- 意匠: ハーグ協定のジュネーブ改定協定の批准・加入への十分考慮
- 著作権: ①保護期間70年、②適当な均衡(報道、教育、研究などの正当な目的を十分に考慮した制限・例外)
- 権利行使: 故意による商業的規模の著作権または関連する権利を侵害する複製および商標の不正使用を**非親告罪**とする(著作権の侵害は著作物などを**市場で利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定**)
- **衛星・ケーブル放送用の番組伝送信号の保護**: 暗号を不正に外す機器の製造販売の刑事罰、民事上の救済手続き
- **インターネット・サービス・プロバイダ**: オンライン環境における著作権侵害に対する権利者の効果的行動を容認する権利行使の手続きとインターネット・サービス・プロバイダの適切な免責、著作権侵害について十分な法的主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダから侵害者を特定する情報を迅速に得られるための手続き

23

環境(20章)

- 環境に関する多数国間の協定:
- オゾン層の保護、船舶による汚染からの海洋環境の保護
- 貿易および生物の多様性
- 低排出型の強靱な経済への移行
- 海洋における捕獲漁業: 濫獲された状態にある魚類に悪影響を及ぼす補助金、IUU漁業(違法、規制されてない、報告されていない)に従事する漁船の補助金の禁止など
- 保存および貿易: 絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約に基づく義務の実施など
- **紛争解決章の紛争解決手続き**を利用できる
- WTOに環境に関する規定はなく日本のEPAで独立した環境章ははじめて
- 日本の漁業補助金は禁止される補助金に該当しない
- 日本は高いレベルの環境保護を実施、他国が高水準の環境保護規律を課されることで対等な競争条件が整い、健全な競争が確保

24

日本にとっての意義

- 日本にとって「究極の経済パートナー」としての**米国とのFTA**
- 中国の勃興著しい中、TPPは「**日米経済安保**」として機能
- 1985年9月の「プラザ合意」以降に構築された東アジアの生産ネットワークに法的拘束力を伴った枠組みを提供：**de-facto integration から de-jure integrationへの転換**＝サプライチェーンの深化をサポート
- 日本が既に締結した**二国間EPAの「深掘り」**：ベトナムの自動車(3000cc超)関税10年で撤廃、マレーシアのブミプトラ政策に一定の制限、豪州によるISDSの容認、政府調達など
- FTAによってカバーされる日本の対外貿易比率上昇：
22.3% ⇒ 37.2%へ **日本製品・サービスへの特恵的市場アクセス改善**
- **日本産農産品の輸出拡大のための環境改善**：SPS(植物検疫衛生措置)、輸出先相手国の関税撤廃、地理的表示(GI)など

25

日本政府の交渉の評価

- 「**ゲーム・チェンジャー**」としての日本：日本は2013年7月からTPP交渉に参加した「**最後尾の参加国**」だったが、日本の参加により「**例外なき関税撤廃**」というTPP最大の特徴は影を潜め、「**例外**」を容認する流れができた：日本のセンシビリティ「**農業**」と米国のセンシビリティ「**自動車**」との**トレード・オフ** ⇒ 「**自由貿易**」というよりは「**管理貿易**」か？
- 日本は農産品関税81%の関税撤廃をオファーすることで、工業品99.9%の関税撤廃を獲得 ⇒ 日本の製造業にとって有利
- 米国の自動車関税の撤廃は長い時間がかかるが、87%の自動車部品について関税の即時撤廃が取れたことは日本の自動車産業にとって実質的には大きな成果：対米輸出は180万台、米国での現地生産は250万台＝部品の市場アクセス改善はメリット

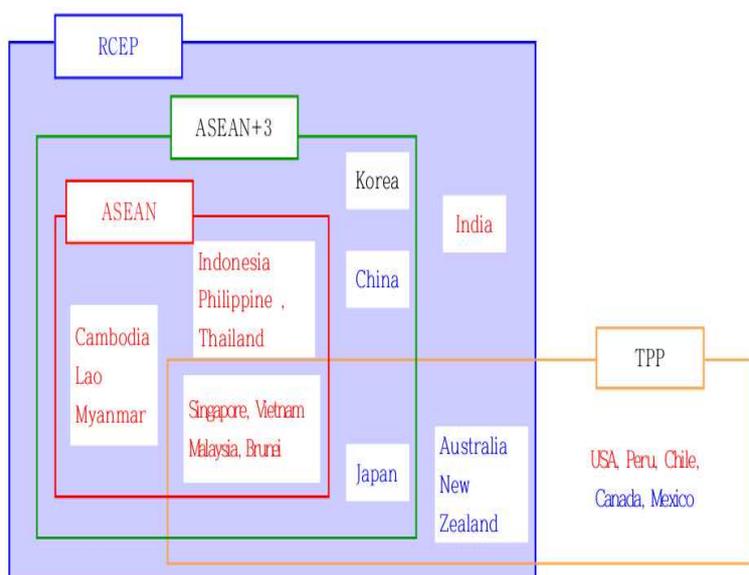
26

課題と今後の展望

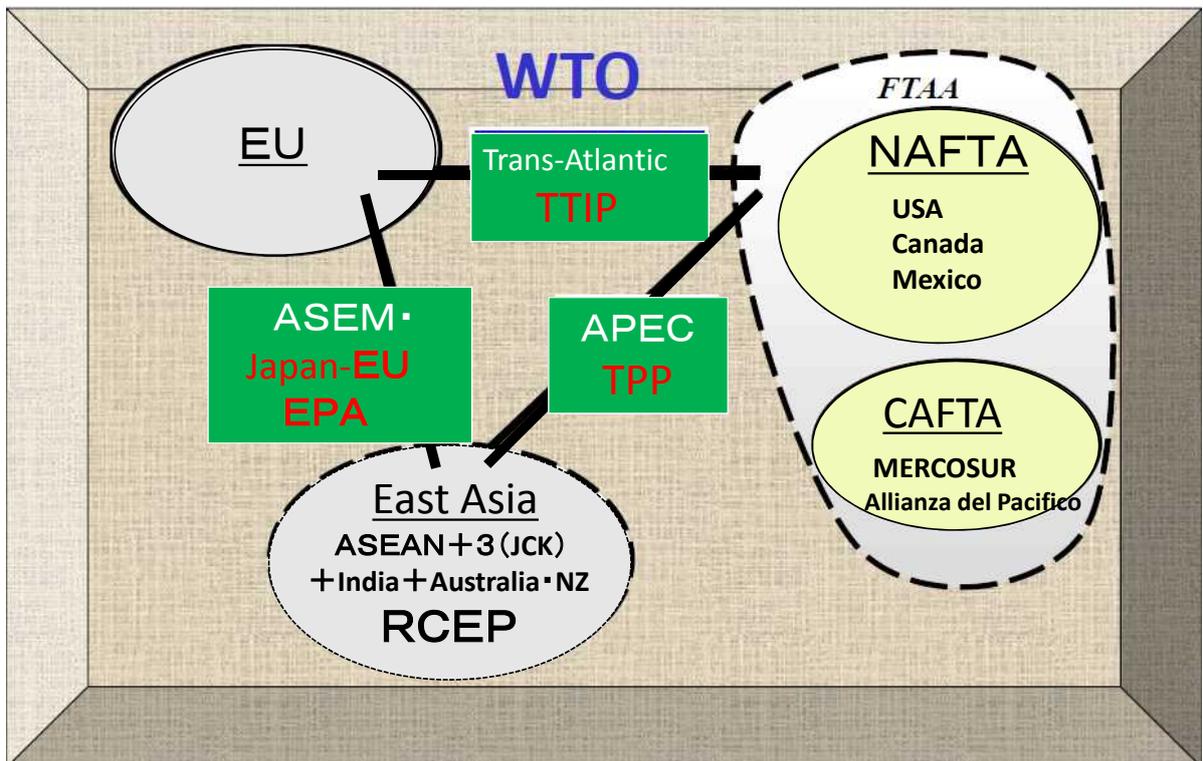
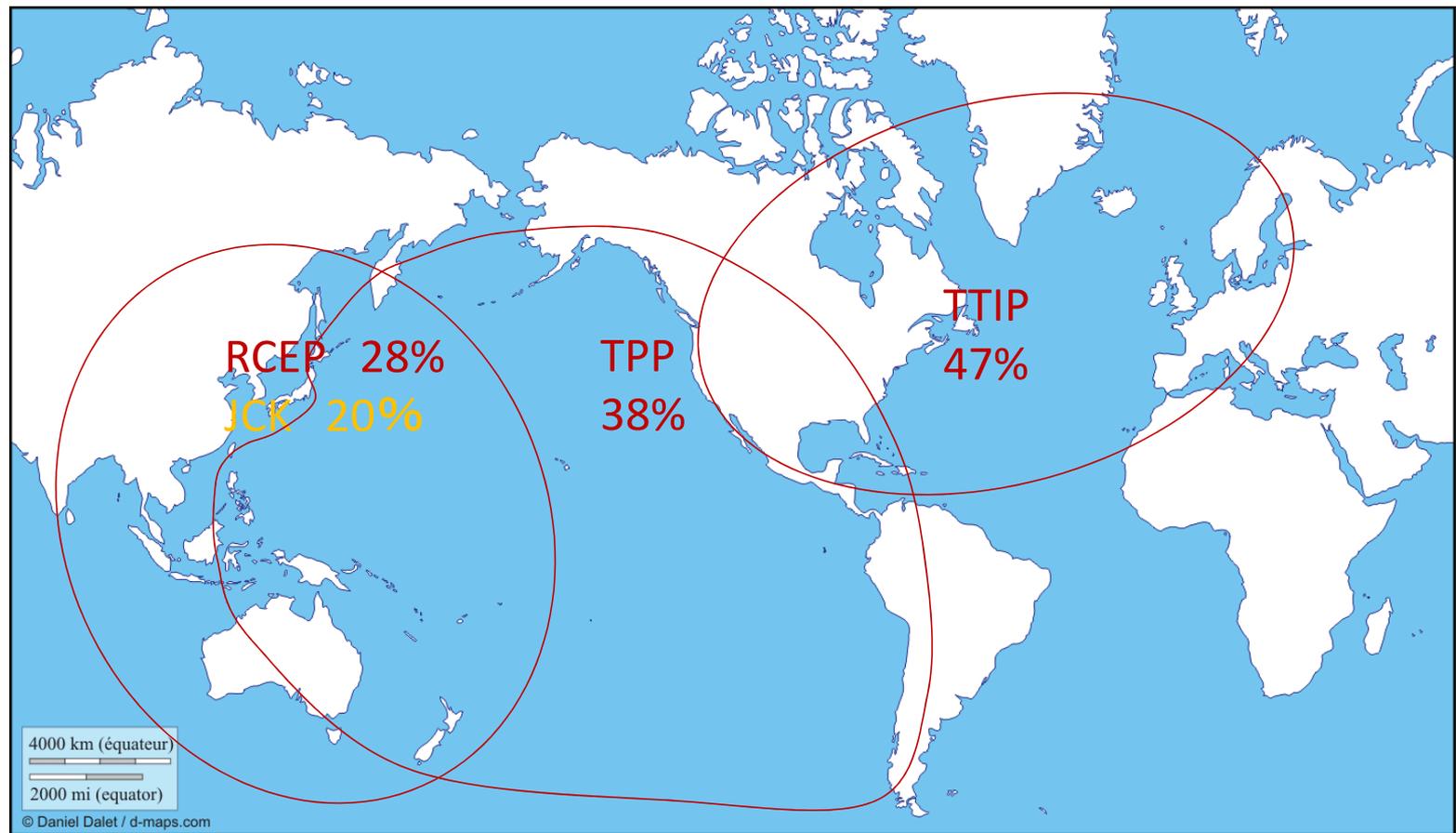
- **米国**の議会による批准手続きと大統領選挙の動向
- **メンバーシップ**の拡大: 韓国、フィリピン、タイ、台湾、そしてインドネシア
- **中国**の動向: 進展がないRCEP(自由化に後ろ向きなインド、インドネシアにフラストレーション)と日中韓FTA⇒TPPに警戒感薄れる中国(RCEPに軸足を置きつつもTPPとRCEPの「補完性」を強調)
- 日本の**コメ**をどうするのか? 逆転する内外価格差⇒もはや高関税は不要ではないのか?
- 日本の農産物は本当に輸出できるのか? **国際的な食品安全基準**の認証を取得しないと農林水産物は輸出できない: EUによるホタテの禁輸、食肉輸入にかかる豪米の厳しい安全基準、**グローバルGAP**(Good Agricultural Practice)、**HACCP**(Hazard Analysis & Critical Control Point)、**SQF**(Safe Quality Food)などの国際衛生基準・認証の取得を支援すべき

27

世界のメガFTAsとその経済規模



	Trade (2012)	Trade (2012)	GDP (2011)	GDP (2011)
	Billion US \$	Share (%)	Billion US \$	Share (%)
JCK FTA	6,619	17.9	14,280.9	20.4
RCEP	10,470	28.4	19,929.9	28.5
TPP	9,545	25.9	26,593.4	38.0
TTIP	15,602	42.3	32,686.5	46.8
World	36,890	100.0	69,899.2	100.0



TPPの国際政治経済学上の意義

- グローバルな覇権交代期の予兆: ブレトンウッズ体制の変容プロセス⇒相対的に弱体化する**アメリカの覇権**と問われるルール形成能力⇒⇒⇒ 不安定性・不確実性への備えとしてのメガFTAs
- 中国にとっては**発展モデル**選択の正念場: 真の「市場経済国」になるか、このまま「中所得国の罠」にはまるか? カギはSOEs(国有企業)の体質改善、特権はく奪⇒共産党による一党独裁は耐えられるか? RCEPかTPPか、中国の選択は?
- GDP世界第3位の日本は「グローバル・パワー」に留まるのか、それともアジア太平洋地域の「ミドルパワー」に成り下がるのか? ⇒TPPや日EUEPAで日本経済の生産性を改善し、国際競争力を強化できれば**日本のプレゼンス**を維持可能

31



ご清聴ありがとうございました!



Yorizumi Watanabe, Keio University



32